

2013年9月13日

埼玉県議会議員 細田徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

県民に開かれた委員会運営について

県立高校の日本史教科書の採択に関わって文教委員会の閉会中審査が2日に行われました。県民の高い関心を集める議題であったため、当日は50人近くの県民が傍聴のため県議会を訪れました。

しかし、現行の埼玉県議会傍聴取扱要綱（以下、「傍聴取扱要綱」とする）第3条及び第4条は、傍聴人数を最大20人とし、それを超えた場合は開始10分前までに受付した希望者による抽選で傍聴者を決定するとしています。

そのため、10分前までに受付した39人は抽選のくじを引くことができましたが、傍聴手続きを知らず開始直前に来た傍聴者はそのまま帰らざるをえませんでした。傍聴希望者からは「抽選くじすら引けないのはおかしい」「全員を傍聴させるべきだ」などの声があがり、現場は混乱しました。また、傍聴した県民からは「質疑が聞き取れなかった」「議事録をすぐに見たい」との声も寄せられています。

このような県民の声をふまえ、各委員会の審議をより県民に開かれたものにするため以下の通り申し入れます。

記

- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

2013年9月13日

埼玉県議会議員 細田徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

教育内容の自主性を尊重することについて

県議会文教委員会は2日、県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行いました。質疑では、一部の委員から県教育委員会の採択の再考を求めるやりとりが繰り返されました。本日も文教委員会の閉会中審査が引き続きおこなわれ、実教出版の日本史教科書を申請した県内8校の学校長が答弁者としてよばれています。過去、文教委員会で学校長が答弁した記録はなく、異例中の異例です。教科書検定に合格した教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されるものではありません。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みです。現場の教師がいきいきと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができます。そのためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、もっとも最適な教科書を自由に選定できることが大切です。

日本政府も賛成して1966年に採択された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」でも、「教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択及び使用並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする」（Ⅷ教員の権利及び責務、61）とされています。県教育委員会が各学校の選定を尊重した教科書採択をおこなったことはこの趣旨に合致し、適切なものです。

加えて、教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としています。今回の文教委員会のごとく、県教育委員会の教科書採択について教科書の内容にまで踏み込んで議会が介入することはあってはならないことです。

議会の役割は、各学校の教科書選定を含め教育内容の自主性を尊重し、教育環境の整備を進めるところにこそあります。日本共産党埼玉県議団は、県議会が教育内容の自主性を尊重するよう強く申し入れるものであります。

以上